

議会だより

第127号／2009.11



高根保育所・八積保育所・一松保育所の運動会



村の木「ラカンマキ」

第3回定例会9月会議

おもな内容	ページ
●通年議会を試行……………	2
●定例会で決まったこと……………	4
●一般質問（6名）……………	6
●議会活動報告……………	10
●臨時議会で決まったこと……………	11

発行／長生村議会

編集／議会だより編集委員会



村の花「ハマヒルガオ」

を 試 行

改革の取り組みとして、下記の4つの事項を試行しています。
規範を定めます。

議から 事項

③ 通年議会制度

長生村議会は、早急に解決すべき重要案件、災害発生等の緊急事態にも迅速かつ柔軟に対応できるよう、第3回定例会から会期を12月までとする通年議会制度を試行しています。
これにより、議会活動の幅を広げ、議会が主導的、機動的に対応できるようになります。

④ 説明員の反問権

村長・村の職員が、質問を受けるだけでなく、議長・委員長の許可により議員の質問に対して主旨を明確にするため、反問することができるものです。

村議会は、村民に議会を身近に感じていただくよう、不断の改革と研鑽に励みながら、また住民の負託に的確に応え、真の地方自治を実現するため、議員全員で構成する「議会改革特別委員会」を本年6月に設置しました。
目的は通年議会への移行と議会基本条例の策定です。
議会改革特別委員会の中に「通年議会分科会」と「基本条例分科会」を設置し、それぞれ9人の委員で論議しています。

基本条例分科会

基本条例分科会はこれまでに条例案の構成と条文案を検討し、その章立ては次の通りです。

前文

第1章 総則

第2章 議会の使命及び議会運営の原則

第3章 議員の使命及び活動原則等

第4章 住民との関係

第5章 執行機関との関係

第6章 政治倫理

第7章 議会改革

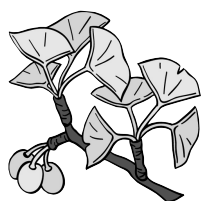
第8章 議会事務局等

第9章 補則

この条例により、議会と執行機関の役割を明らかにするとともに、民主的に開かれた村の運営をめざします。

通年議会分科会

通年議会分科会の役割は
① 通年議会実施要綱の制定
② 議会定例会条例の改正
③ 議会定例会規則の改正
④ 専決処分事項の指定
⑤ 議会の議決すべき事件を定める条例の改正
⑥ 議会会議規則の改正
以上について通年議会の実施に向けて、それぞれの課題を検討しています。
今年の12月会議に、関係する議案を提出し、来年1月から、通年議会等の実施をめざしています。



通年議会

長生村議会では「議会の活性化と住民の負託に応えられる議会」を目指した議会
また、通年議会の試行と併せて議会基本条例を策定し、議会と議員の役割と活動

① 質疑等の回数制限撤廃

今までは、一般質問・議案質疑は3回までと決まっていた。回数制限の撤廃により、活発な質問と答弁が行われるようになります。

② 一問一答

今までは一括して質問を行い、一括して答弁を行うという、総括質問方式でした。
一問一答方式により、1つの質問事項ごとに答弁が行われますので、論点・争点がとてもわかり易くなります。

9月会
試行の

通年議会試行のイメージ図

項 目	21年／9月	10月	11月	12月	22年/ 1月～12月
条例上の定例会 〔平成21年は 9月から1回〕	招集告示 ←				実 施 予 定
	開会→会期の決定(会期9月27日から12月28日までの92日間)→→閉会 ※ 再開と休会により通年議会が開催される				
実際上の運営	◎招集告示 ◎開会 ◎会期決定 ◎本会議 ◎一般質問 ◎散会	休 会	休 会	◎再開 ◎本会議 ◎一般質問 ◎閉会	
緊急に再開する場合 (いままでの臨時議会)	●-----→				
	必要に応じて議長が開く(議長が特に必要と認めた場合、議員の請求による場合、休会中でも会議を開くことができる)				
委員会の活動 委員会付託	●-----→				
	定例会の会期中であり、いつでも委員会を開催できる。 委員会協議会という従来の非公式な委員会活動がなくなる。				

第3回議会定例会9月会議

平成21年第3回定例会9月会議を、9月28日から30日までの会期3日間で開催しました。
 本定例会9月会議では、報告3件、認定6件、議案7件、発議案2件が上程され、いずれも原案どおり可決しました。
 また、今回は議案の取下げがあり、議長の許可により取下げとなりました。
 一般質問では、6人の議員が論議を交わしました。

決算審査特別委員会を設置

平成20年度一般会計および5つの特別会計の決算認定が、監査委員の意見を付して上程されました。

会計管理者より歳入歳出について説明後、監査委員より意見書の説明がなされたあと、議員より一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について総括質疑がなされたあと、議長より決算審査特別委員会の設置提案があり、可決され7人の委員も決まりました。

監査委員の意見内容は次のとおりです。

「一般会計」については、多額の不納欠損額および収

入未済額が生じており、一層の徴収努力を望むところ

です。
 歳出削減の努力は見られるが、流用が各項目にあり、多額の不用額も発生しており、的確な予算編成、事業執行に努力されたい。

「国民健康保険特別会計」については、相当額が滞納繰り越し分に発生しており、収納率の向上に努力されたい。

「老人保健特別会計」では、平成20年4月から後期高齢者医療制度に事業が移行され、本会計閉鎖時には適切な処理を望みます。

「公共下水道事業特別会

計」では、使用料・手数料に不納欠損・収入未済額が生じており解消に努力されたい。

今後は、経年による維持管理費等の増大も予想されるので、財政調整基金を増額するなど検討を望みます。
 「介護保険特別会計」では、収入未済額の解消に努力するよう望みます。

「後期高齢者医療特別会計」については、未納者の解消に努力するよう望みます。

決算審査特別委員会

委員長	東間 永次
副委員長	柴崎 正臣
委員	高山 昌治
委員	酒井 洋樹
委員	山口 裕之
委員	片岡 啓治
委員	鈴木 征男

平成20年度主要施策成果（抜粋）

（単位：千円）

事業名	事業成果	事業費
防災対策事業	防災倉庫設置工事[2箇所]避難場所[9箇所]誘導標識設置工事[21箇所]地域防災計画の更新	17,385
都市計画推進事務運営費	大雨や長雨による道路冠水や住宅浸水を解消するため排水路整備を実施 鷺地区雨水排水整備工事（5・6号水路 L=202.3m）	17,471
乳幼児医療対策事業	0歳児から就学前までの医療費を助成し、子育て中の経済的負担を軽減する。 県基準分（0～4歳未満424人）、村独自分（4歳以上就学前381人）	20,533
養護老人ホーム入所措置事業	65歳以上の経済的及び環境上の理由により居宅で生活することが困難な高齢者に対して、養護老人ホームへの入所措置費	19,803
保育所施設維持管理事業	耐震基準改正前に建築された保育所の耐震診断を実施し、入所者の安全確保をはかる。 一松保育所耐震診断 診断の結果：耐震基準を満たしている。	12,619
農業生産基盤整備事業	一松地区の排水不良対策として、県営湛水防除事業の事業採択のための施設計画を行う。	2,205
尼ヶ台総合公園維持管理費	維持管理経費のほか、公園の老朽化した施設整備を行い、安全で快適に利用できるようにする。 野球場内野整備工事・遊具整備工事・浄化槽転換工事	29,784
文化会館施設維持管理費	維持管理経費のほか、耐用年数が経過している音響調整機器の更新を行い、利用者に質の高い文化施設を提供をする。	35,197

国民健康保険条例の一部改正を可決

平成21年5月22日に健康保険法施行令による緊急の少子化対策の一環として、手元に現金が少なくても安心して出産できるように被保険者の負担軽減をはかる目的で、出産一時金を現在の38万円から42万円に増額し、支給方法も直接医療機関に支払う現物給付制度を導入するものです。

この出産一時金については任意給付ですので、村・国保運営協議会に諮問し、承認後、県と協議のうえ、今回の条例改正の提案がなされ、全員一致で可決しました。

企業立地条例の一部改正を可決

この条例改正は、企業が進出し易いよう、各種企業立地条件を緩和することで、村内経済基盤の拡充をはかるためのものです。

改正は、県内の企業進出の偏りを是正するため、財政基盤の弱い自治体（27市町村）のために、県が施行した市町村自立促進事業に

より実施されます。

なお、本議案は、賛成多数により原案のとおり可決し、交付の日から施行されます。

一般会計補正予算を可決

歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億309万1千6千円を追加し、歳入歳出それぞれ45億448万4千円とする補正予算が提案され可決しました。

歳入の主なもの、地方交付税、国庫支出金確定によるものと、民生費・衛生費・教育費等の補助金です。歳出の主なものは、財政調整基金積立金・八積駅周辺環境整備基金積立金・教育施設整備基金積立金です。また、障がい者子どもを育てる支援事業、婦人科検診・乳がん検診の補助、一松海岸のトイレ整備事業などが計上されました。

発議案

第1号・第2号

「第1号」

ハッ場ダム建設事業は、昭和27年の計画以来半世紀を経過し、地元の反対もあ

ったものの、現在まで事業は実施されており、治水、利水での必要性が認められたところであります。

事業は現在、総事業費4600億円のうち3210億円が投じられ、70%が完了し、残すところ本体工事と生活再建事業の1390億円ですべて完成します。

国と地元住民、1都5県との約束であり、国の責任において、予定通り完成させることを、賛成多数で可決しました。

「第2号」

6月定例会にて、産業土木常任委員会に付託した請願「政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願の件について」の報告があり、米価安定の意味からも予定通り買い入れすることを全員一致で可決しました。

また意見書は関係機関に送付することに決定しました。



9月会議の審議結果一覧表

議案等番号	件 名	議 決 結 果		
報 告 第 1 号	諸般の報告(例月出納検査7月分)			
報 告 第 2 号	平成20年度長生村健全化判断比率の報告について			
報 告 第 3 号	平成20年度長生村公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について			
認定第1～6号	決算審査特別委員会に付託			
議 案 第 1 号	長生村個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	可	決	全員一致
議 案 第 2 号	長生村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	可	決	全員一致
議 案 第 3 号	長生村企業立地条例の一部を改正する条例制定について	可	決	賛成多数
議 案 第 4 号	物品購入契約の締結について	取り下げ		
議 案 第 5 号	平成21年度長生村一般会計補正予算(第2号)	可	決	賛成多数
議 案 第 6 号	平成21年度長生村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	可	決	全員一致
議 案 第 7 号	平成21年度長生村介護保険特別会計補正予算(第1号)	可	決	全員一致
議 案 第 8 号	平成21年度長生村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	可	決	全員一致
発議案第1号	ハッ場ダム早期完成を求める意見書	可	決	賛成多数
発議案第2号	政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める意見書提出について	可	決	全員一致

新型 インフルエンザ

田島 弘雄 議員

議員

新型インフルエンザの対応について、学校・保育所の予防策と集団感染が起きた時の取り組みを伺います。

村長

学校の取り組みについては次のとおりです。

- ①うがい・手洗いの励行・マスクの常用
 - ②登校前に検温し、平熱より高い場合は登校を控え、医療機関で受診する
 - ③人混みに出かけるのを極力さける
 - ④各種大会、イベント参加の自粛
- 集団感染の取り組みは、学級に2割程度の感染者が出た場合、長生保健所等の

意見を基に学級閉鎖とします。

学級閉鎖が複数でた場合、校長が学校閉鎖とします。

保育所については、保護者が健康連絡カードを担任に提出します。

議員

高齢者の多い介護施設や福祉施設での集団感染の予防策と起きた時の取り組みについて伺います。

村長

新型インフルエンザ対策行動計画及びガイドラインに基づき、社会福祉施設等に、対応について通知されます。

議員

重症化しやすい妊婦・乳幼児等の「高リスク者」の対策について伺います。

村長

新型インフルエンザに感染すると、糖尿病・心臓病等基礎疾患のある方や妊婦・乳児・高齢者は重症化しやすいので、主治医と相談しておくように、回覧や広報、高齢者教室などを利用して啓発しています。

議員

村の、国・県・医療機関との連携を伺います。

村長

村の新型インフルエンザ対策に係る県の指導機関は長生保健所であり、「長生病院・他医療機関・各市町村等」で「地域医療委員会」を設置。長生郡市内の連携を取りつつ対策を進めていきます。

議員

基本的予防のための村民・事業所等の啓発運動はどのようなしているか伺います。

村長

防災無線広報の特集記事等でお知らせし、保育所・小中学校には県作成の予防リーフレットを配布しました。住民には、自治会未加入者も多いので10月1日の広報と一緒に新聞折り込みをしました。

議員

肺炎球菌ワクチンの「公費助成制度の制定」について伺います。

村長

このワクチンは全ての肺炎球菌の8割くらいに有効で、一度接種すると5年間の免疫効果があり、有効性の高いワクチンであると思われる。ただし、1回の接種費用

は7000円から9000円程度かかりますが、現在のところ予防接種は任意になっています。

予防接種の重要性は認識していますので、今後問題点を含め、国の動向を注視し、検討してまいります。



*田島議員からその他に

次の質問がありました*

◇「ヒブワクチンの公費補助制度」について。

防災問題について

緑川 千里 議員

議員

8月25日、千葉県東方沖で強い地震の警報がテレビで流されたが、防災行政無線等ではお知らせがありませんでした。

気象庁やテレビ速報と、村の防災行政無線との連動はどのようになっているのか伺います。

村長

平成20年度から、消防庁による全国瞬時警報システムを導入し、地震等の情報を防災行政無線を通じ、瞬時に自動でお知らせすることとしています。

しかし、この装置に不具合が多く、消防庁はシステムの改修を予定しています。